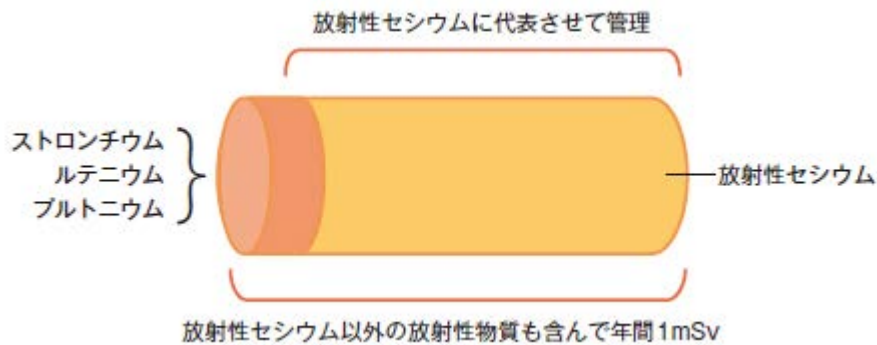

QA14 食品中の放射性物質の基準値は、セシウム以外の核種から受ける影響は考えられていないのですか。

基準値は、原子力安全・保安院（現：原子力規制委員会）の公表に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出されたと考えられる核種のうち、物理学的半減期が1年以上の放射性核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム 238、プルトニウム 239、プルトニウム 240、プルトニウム 241、ルテニウム 106）を考慮し、放射性セシウム以外の核種の影響を計算に含めた上で、食品から受ける放射線量への寄与率が最も高く、測定が容易なセシウムを指標としています^{※1}。

放射性セシウムは γ （ガンマ）線を出すので、短時間で放射性物質量が測定できますが、ストロンチウム 90 等、放射性セシウム以外の核種は測定に時間が掛かり、スピードが求められる食品の日常検査では対応が難しいという課題があります。

一方、放射性物質の土壌の濃度や土壌から食品への放射性物質の移行のしやすさ等のデータから、食品からの放射性物質の影響は、放射性セシウムが大部分を占め、放射性セシウム以外の核種からは、1割程度^{※2}ということが分かっています。

そこで、放射性セシウムの寄与率（全体に占める割合）を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように他の放射性物質の影響を考慮して放射性セシウムの基準値を設定し、セシウムだけを測定しても他の核種の影響も含んで年間 1 ミリシーベルトで管理できるような工夫をしています。



※1：半減期が短く、既に検出されない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定していません。

※2：19歳以上の場合、放射性セシウム以外の核種からの線量は、多めに見積もって1割強。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）より作成

出典の公開日：平成28年3月15日

本資料への収録日：平成28年3月31日